

(仮称) 羽咋駅周辺賑わい交流拠点の管理運営等に関する基本協定書 (案)

羽咋市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり、（仮称）羽咋駅周辺賑わい交流拠点（以下「賑わい交流拠点」という。）の管理運営等に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、賑わい交流拠点を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の意義)

第2条 甲及び乙は、賑わい交流拠点の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、文化・芸術・産業等の様々な分野の交流を推進し、広域的な地域間交流の拠点の形成及び市民の文化・生涯学習の向上並びに地域活性化の供与のより一層の増進を図ることにあることを確認する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、賑わい交流拠点の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(用語の定義)

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(管理物件)

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

(指定期間)

第7条 指定管理に係る指定期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日とする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(本業務の範囲)

第8条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 管理施設の運営に関する業務
 - (2) 管理施設及び管理物品の維持管理に関する業務
 - (3) 賑わい交流拠点の広報・情報発信に関する業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲または乙が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項等に定めるとおりとする。
 - 3 乙は、善良なる管理者の注意を持って本業務を行わなければならない。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 賑わい交流拠点の目的外使用許可
- (2) 管理施設の修繕業務（詳細については第15条を参照のこと）

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、募集要項等及び事業計画書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第11条 甲または乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って第8条で定めた本業務の範囲及び前条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲または乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(本業務の実施)

第12条 乙は、本協定、年度協定、条例及び関係法令等のほか、募集要項等及び事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、募集要項等及び事業計画書の間には矛盾または食い違いがある場合は、本協定、募集要項等、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

(開業準備)

第13条 本業務内で規定する開業準備期間は、令和6年1月1日から令和6年6月31日までとする。

- 2 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 3 乙は、指定開始日に先立ち、開業準備期間において、募集要項等及び事業計画書に従って管理施設の維持管理、必要な事前広報活動、事前の利用受付、開館式典等の準備及びその他開業のために必要な業務を行うものとする。

(第三者による実施)

第14条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の個別の業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

- 2 乙が本業務の個別の業務を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の修繕)

第15条 甲は、年間の管理施設の修繕費の額を指定管理料に算定し、実績が下回った場合はその差額を返納させ、上回る場合は事前に甲乙協議の上、必要な場合は甲が追加して支払うものとする。

- 2 軽微な修繕等については、乙は甲と協議の上、実施できるものとする。

(緊急時の対応)

第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第17条 乙または本業務の全部または一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び羽咋市個人情報保護条例（平成15年羽咋市条例第1号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(備品等の貸与)

第18条 甲は、別紙2に示す備品等（以下「備品等（I種）」という。）を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 乙は、備品等（I種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲との協議により、指定管理料により当該備品等を購入または調達するものとする。
- 4 乙は、故意または過失により備品等（I種）をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または乙の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。

(備品等の購入等)

第19条 甲は、年間の管理施設の備品購入費の額を指定管理料に算定し、実績が下回った場合はその

- 差額を返納させ、上回る場合は事前に甲乙協議の上、必要な場合は甲が追加して支払うものとする。
- 2 乙は、指定期間中に甲から支払われた指定管理料により購入した備品については、甲に帰属するものとする。（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）
 - 3 乙は、乙の任意により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。（以下「備品等（Ⅲ種）」という。）

（事業計画書）

- 第20条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。
- 2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

（事業報告書）

- 第21条 乙は、毎年度（または月）終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。
- （1）本業務の実施状況に関する事項
 - （2）管理施設の利用状況に関する事項
 - （3）料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
 - （4）自主事業の実施状況に関する事項
 - （5）その他甲が指示する事項
- 2 乙は、甲が第37条または第39条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
 - 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

（業務実施状況の確認と改善勧告）

- 第22条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
 - 3 前条及び本条第1項による確認の結果、維持管理・運営する上で明らかに重大な支障がある場合や維持管理・運営することは可能だが、明らかに利便性を欠く場合など乙による業務実施が募集要項等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。ただし、乙の責めに帰すことのできない事由である場合は、この限りでない。
 - 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。
 - 5 甲は、乙が改善勧告を受けたにもかかわらず十分な対応を行わない場合、指定管理料の減額を行うことができる。

(指定管理料の支払い)

第23条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第24条 甲または乙は、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して通知を持って指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金等収入の取扱い)

第25条 乙は、本施設に係る利用料金及び入場料並びに附属設備等利用料（コピー機器含む）を当該乙の収入として、收受することができる。

(利用料金等の決定)

第26条 利用料金及び入場料並びに附属設備等利用料は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

(会計処理)

第27条 乙は、自身の法人と独立した会計帳簿類で経理を行うとともに、収入及び支出は専用の口座で管理するものとする。

2 支出は、収支予算の各項目の金額を2割の増減を超えて執行できないものとする。ただし、項目ごとの金額の2割を超えて増減する必要がある場合は、甲と事前に協議するものとする。

(損害賠償等)

第28条 乙は、故意または過失により管理物件を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第29条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第30条 本業務の実施にあたり、甲が加入しなければならない保険は、次のとおりである。

- (1) 火災保険
- (2) 損害賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第31条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第32条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が加入した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなると認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第34条 乙は、本協定の終了に際し、甲または甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第35条 乙は、本協定が終了したとき、または指定が取り消され、若しくは、業務の停止を命ぜられたときは、施設及び設備を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第36条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品(I種)及び備品(II種)については、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 備品(III種)については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

(甲による指定の取り消し)

第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 業務に際し不正行為があったとき。

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(3) 乙が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき。

(4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。

(5) その他甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取り消しの理由

(2) 指定取り消しの要否

(3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

第38条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

(1) 甲が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき。

(2) 甲が任意に指定の取り消しを行ったとき。

(3) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき。

(4) その他乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第39条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第40条 第34条及び第36条の規定は、第37条または第39条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第41条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(連絡調整)

第42条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の連絡調整を図るものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第43条 乙は、施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第44条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第45条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第46条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときまたは本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（地方公共団体）

所在地 羽咋市旭町ア200番地

名称 羽咋市

代表者 羽咋市長

印

乙（指定管理者）

所在地

名称

代表者

印

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、令和 年 月 日をいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「自主事業」とは、規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (5) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。
なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (6) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規程をいう。
- (7) 「募集要項等」とは、（仮称）羽咋駅周辺賑わい交流拠点実施設計・運営事業の募集要項、要求水準書、業務委託契約書及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (8) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。
- (9) 「入場料」とは、有料施設の入場の対価として乙に支払われる有料施設入場料のことをいう。
- (10) 「附属設備等利用料」とは、附属設備等の利用の対価として乙に支払われる附属設備等利用料のことをいう。

別紙2 管理物件

(1) 管理施設

- ・ (仮称) 羽咋駅周辺賑わい交流拠点
- ・ 敷地内の外構及び植栽
- ・ その他施設

(2) 管理物品 (※詳細については、備品台帳を参照のこと。)

1) 備品等 (I種) 別添

2) 備品等 (II種) 別添

添付資料（仕様書）

[地方公共団体が作成した業務仕様書を添付する。]